

令和5年 第13回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年12月11日(月)			
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室			
開議	午前11時00分～午前11時27分			
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司 </td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> 7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔 </td> </tr> </table>	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔
1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔		
不応招委員	10番 川口 肇司			
出席委員数	10名			
欠席委員数	1名			
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之 (産業観光課 特命参事) 課長補佐 片田 篤志 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)			

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第18号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第56号 非農地証明願について
日程第6	議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>事務局長 角田</p>	<p>農地法3条の許可における権利取得者の許可基準についてというのでお配りをさせていただいておりますが、前回の議案の中で、通作距離の事が問題になりまして、今回、改めて基準をしようということで、12月11日の役員会にて、基準を定めさせていただいております。</p> <p>まず1番、機械、2番、労働力、それから3番、技術、この3つについては従来通り3条の時に必ず確認をする部分になっております。</p> <p>で、4番というところで通作距離、3条の規定の中には通作距離の定めはないんですが、鏡野町の農業委員会としましては、まず住所地在県内ということでさせていただければと、役員会の方でお話しさせていただいたところです。</p> <p>その中で、1番、機械とか、労働力とか、技術とかがちゃんとあるかということを確認しつつ、50kmを超える場合、それから通作時間が1時間半を超えるような場合は、実際その方が経営できるのかどうかということで、近隣在住の管理者がいるということが確認できるというようなことで、農地の適正管理が見込まれるというのを確認をするということで、すればどうかということで、お話をしたところです。</p> <p>こういうことで進めるということで、よろしいでしょうか。</p> <p>裏に参考で付けてあるんですけども、一番下で線を引いております、これが判例から農地を見る実務という西日本法規というところから出している3条の考え方なんです、住所地で画一的に判断するのはあんまりよろしくないということで、経営をする上で色々な委託をしたりとかそういう面があるので、一面的には距離では見ない方がよいということは書いてありました。</p> <p>それを踏まえ、県内で通作距離50km超えたり、1時間半の場合は、その他の諸条件、ちゃんとほんまに管理出来るものがあるのかとか、そういうのを確認をするということで、しとるといふことになります。</p> <p>よろしいですかね。</p>
<p>難波委員</p>	<p>この前いようたやつを調べたということじゃろ。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>そうです、あの件で調べて、こういうことでやればいいじゃないかなということなんです。</p> <p>今回の議案の中に、一応また入れてます。それではこの基準を採用させていただきます。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>失礼いたします、本日は川口会長が体調不良で欠席のため、鏡野町農業</p>

<p>委員</p>	<p>委員会会議規則第17条の規定により、会長代理の柳井が議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、会議に移らせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第13回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、1番 檜山 幸子 委員、2番 山中 幸子 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の57番から60番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>令和5年第13回農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告第18号 農地法18条第6項の規定による解約について。</p> <p>番号57、所在は、●●、田、2、952㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号58、●●、田、3、373㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号59、所在は、●●、田、他計2筆、5、262㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号60、所在は、●●、田、他計2筆、3、342㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>以上、4件です。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>続きまして、日程第4 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の70番及び74番から82番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>

事務局長 角田

議案3ページをお開きください。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について。

番号70、所在は、●●、田、1, 289㎡。

譲渡人は、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、11, 765㎡、通作距離、85km、農機具、トラクター1台、取得後は本山精耕園を管理者都とし、作業委託を行いながら、農業経営を行う。

ページをめくっていただきまして、番号74、所在は、●●、田、他計19筆。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、73, 640㎡、通作距離、10km、農機具、トラクター1台、管理機2台。

次の5ページに行ってくださいまして、番号75、所在、●●、畑、99㎡。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、99㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台。

番号76、所在は、●●、田、153㎡。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、3, 330㎡、通作距離、0.1km、農機具、草刈り機1台、管理機1台

番号77、所在は、●●、田、他計2筆、800㎡。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、800㎡、通作距離、0.1km、農機具、草刈り機1台、耕運機1台。

番号78、●●、田、1, 103㎡。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、5, 447㎡、通作距離、0.4km、農機具、軽トラック1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、草刈り機1台。

番号79、所在は、●●、畑、256㎡。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、1, 690㎡、通作距離、1km、農機具、耕運機1台、草刈り機2台。

ページをおめくりいただきまして、番号80、所在は、●●、畑、他計5筆、1, 020㎡。

譲渡人、●●、譲受人、●●。

取得後の耕作面積、1, 020㎡、通作距離、0.1km、農機具、軽

<p>会長代理 柳井</p>	<p>トラック1台、トラクター1台、草刈り機1台。 番号81、所在は、●●、田、他計6筆。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 取得後の耕作面積、3,329㎡、通作距離、1km、農機具、草刈り機1台、耕運機1台。 番号82、所在は、●●、田、2,952㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 取得後の耕作面積、2,952㎡、通作距離、1km、農機具、リーストラクター1台、リース田植機1台。 以上、10件です。</p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案55号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第5 議案第56号 非農地証明願について、この議案の45番から47番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案7ページをお開きください。 議案第56号 非農地証明願について。 番号45、所在は、●●、畑、327㎡、判定地目、山林原野、利用状況、50年以上前から植林をして耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号46、所在は、●●、田、73㎡、判定地目、宅地、40年前から、宅地の一部押して使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。</p>

<p>会長代理 柳井</p>	<p>番号47、所在は、●●、畑、他計2筆、93㎡、利用状況、40年前に住宅を建築し、宅地の一部として使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。</p> <p>申請人、●●。</p> <p>以上、3件です。</p> <p>去る12月4日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。</p> <p>その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。</p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第56号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の7番8番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案8ページをお開きください。</p> <p>議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>番号7、所在は、●●、田、他計2筆、726㎡。</p> <p>申請人、●●、転用用途、貸露天駐車場、転用事由、ヤマト運輸(株)津山主管支店の従業員等の駐車場が不足しており、露天駐車場を拡張し、貸与するもの。</p> <p>資金計画、自己資金、208万円、●●水利組合、●●土地改良区承諾。</p> <p>番号8、所在は、●●、田、269㎡。</p> <p>申請人、●●、転用用途、貸露天駐車場及び資材置場、転用事由、息子が外構工事業を営むにあたり、駐車場及び資材置場を新設し、貸与するもの。</p> <p>資金計画、自己資金、250万円、農振地除外、例外許可規定「集落に接続する業務上必要な施設」に該当、●●水利組合、●●土地改良区承諾。</p>

<p>会長代理 柳井</p>	<p>以上、2件です。</p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、報告をお願いします。</p> <p>農地部会長、9番 近藤委員。</p>
<p>近藤 委員</p>	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>先ほど農地部会の方で現地を確認いたしました。</p> <p>2件に問題なしということで、確認を取っております。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の28番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案9ページをお開きください。</p> <p>議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>番号28、所在は、●●、畑、276㎡。</p> <p>譲渡人は、●●、譲受人、●●。</p> <p>転用用途、露天駐車場、転用事由、空き家を購入し、駐車スペースを確保するため、露天駐車場を新設するもの、資金計画、自己資金、400万円、●●水利組合、●●土地改良区承諾。</p> <p>以上、1件です。</p>

<p>会長代理 柳井</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長 9番 近藤委員。</p>
<p>近藤 委員</p>	<p>はい、報告します。 さきほど農地部会の方で現地確認をいたしました。 問題なしということで報告をさせていただきます。 以上です。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第8 議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案10ページをお開きください。 議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、裏にめくっていただきまして、新規設定、26筆、40, 911㎡、再設定15筆、25, 851㎡、計41筆、66, 762㎡、以上です。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。</p>

<p>委員</p>	<p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。</p> <p>会議を閉会します、これにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和5年第13回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>